

高松市・香南町合併協議会

第 2 回会議

参考資料

目 次

市町村合併関係 3 法案の概要について	1
合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について	
1 財産の取扱い（協定項目第 5 号）について	8
2 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について	9
3 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について	11
4 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 8 号）について	13
5 地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について	15
6 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）について	16
7 建設計画（協定項目第 25 号）について	17

市町村合併関係 3 法案の概要について

市町村の合併の特例等に関する法律案の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例 示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 特例措置等

市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。

合併特例債は廃止する。

合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。

人口3万人以上を有すれば、地方自治法の規定にかかわらず市となることができる特例は廃止する。

下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下「現行法」という。)と同内容。

- ア 市が新設合併後も市であること
- イ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- ウ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- エ 職員の身分取扱い
- オ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- カ 地方税の不均一課税
- キ 合併補正、地方債の配慮
- ク 流域下水道に関する特例
- ケ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- コ 地域審議会

4 市町村の合併の推進に関する構想等

(1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

(2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。

構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。

(3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

- (4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したものとみなす。
- (5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができる。
- (6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない等所要の規定を置く。

6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う(5年間の限時法)。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 合併特例区

(1) 市町村の合併の特例等に関する法律案と同内容（(2)を除く。P 1 - 1 参照）。

(2) 特定合併市町村の特例（現行法にのみ規定）

特定合併市町村（平成11年7月16日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村）は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

2 地域自治区の特例

市町村の合併の特例等に関する法律案と同内容（P 1 - 2 参照）。

3 現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

4 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間（最大6月）、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

5 施行期日

1、2は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。3は公布の日。4は公布の日から60日経過後の市町村合併について適用。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

(1) 住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができる。(法人格は有しない。)

区の事務所 市町村の事務を分掌する。

地域協議会 地域の意見を取りまとめ行政に反映する。

ア 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。

イ 権限

(ア) 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

(イ) (ア)のほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

(2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。

合併に際して、1又は2以上の旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称を冠する。

2 都道府県の自主的合併手続等の整備

(1) 都道府県の自主的合併手続

都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係都道府県の申請(総務大臣経由)に基づき、内閣が決定する。

関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。

合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

(2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。

この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。

関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。

新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

3 条例による事務処理特例の拡充

市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。

都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。

4 収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市（人口10万未満の市を想定）まで拡大する。

5 議会の定例会の招集回数の自由化

議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6 財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより一定の経費(公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定)については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。

(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約（OA機器のリース契約等を想定）を追加する。

7 施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

(参考) 合併特例法等の適用について

根拠法令	市町村の合併の特例に関する法律 (現行法)	市町村の合併の特例に関する法律 (現行法) 一部改正案	市町村の合併の特例等に関する法律案 (新法案) 注1 (施行期日)																																	
対象市町村	・平成17年3月31日までに合併した市町村	・平成17年3月31日までに合併した市町村 ・平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行った市町村。 施行期日：公布の日	・平成17年4月1日～平成22年3月31日までに合併した市町村																																	
地方交付税の算定の特例	<ul style="list-style-type: none"> 特例期間：合併の行われた日の属する年度及びこれに続く10年度 激変緩和期間：5年度 <table border="1"> <tr> <th>合併年度</th> <th>期間</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>10年度間</td> <td>26年度</td> </tr> </table>	合併年度	期間	最終年度	16年度	10年度間	26年度	<ul style="list-style-type: none"> 特例期間：同左 激変緩和期間：同左 <table border="1"> <tr> <th>合併年度</th> <th>期間</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>10年度間</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>10年度間</td> <td>27年度</td> </tr> </table>	合併年度	期間	最終年度	16年度	10年度間	26年度	17年度	10年度間	27年度	<ul style="list-style-type: none"> 特例期間：段階的に短縮 激変緩和期間：同左 <table border="1"> <tr> <th>合併年度</th> <th>期間</th> <th>最終年度</th> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>9年度間</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>9年度間</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>7年度間</td> <td>26年度</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>7年度間</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>5年度間</td> <td>26年度</td> </tr> </table>	合併年度	期間	最終年度	17年度	9年度間	26年度	18年度	9年度間	27年度	19年度	7年度間	26年度	20年度	7年度間	27年度	21年度	5年度間	26年度
合併年度	期間	最終年度																																		
16年度	10年度間	26年度																																		
合併年度	期間	最終年度																																		
16年度	10年度間	26年度																																		
17年度	10年度間	27年度																																		
合併年度	期間	最終年度																																		
17年度	9年度間	26年度																																		
18年度	9年度間	27年度																																		
19年度	7年度間	26年度																																		
20年度	7年度間	27年度																																		
21年度	5年度間	26年度																																		
合併特例債	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業費の95%が起債可能 元利償還金の70%を交付税措置 	同左	廃止																																	
地域自治区		<ul style="list-style-type: none"> 市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域住民の意見を反映させつつこれを処理する組織で、法人格を有しない。(地方自治法で規定 注2 (施行期日)) 地域協議会 地域の意見をとりまとめ行政に反映 構成員(市町村長が選任、任期4年以内、無報酬とできる) 区の事務所 市町村の事務を分掌 <table border="1"> <tr> <td></td> <th>地方自治法</th> <th>特例</th> <th>注2 (施行期日)</th> </tr> <tr> <td>手続</td> <td>条例</td> <td>関係市町村の協議</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>事務所の長</td> <td>区長(合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所表示</td> <td></td> <td>地域自治区の名称を冠する</td> <td></td> </tr> </table>		地方自治法	特例	注2 (施行期日)	手続	条例	関係市町村の協議		長	事務所の長	区長(合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職)		住所表示		地域自治区の名称を冠する		同左																	
	地方自治法	特例	注2 (施行期日)																																	
手続	条例	関係市町村の協議																																		
長	事務所の長	区長(合併市町村の長が選任、任期：2年以内 特別職)																																		
住所表示		地域自治区の名称を冠する																																		
合併特例区		<ul style="list-style-type: none"> 合併関係市町村の協議により、旧市町村単位に法人格を有する区を一定期間(5年以下)設置できる。 注2 (施行期日) 注3 (特例) 区長(合併市町村の長が選任、任期2年以内、特別職) 合併特例区協議会(予算は、協議会の同意を要する。規約で定める重要事項を実施する場合は、協議会の意見を聴かなければならない。) 構成員(合併市町村の長が選任、任期2年以内、無報酬とできる) 課税権、起債権はない。 住所表示には、合併特例区の名称を冠する。 	同左																																	
地域審議会	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認められる事項につき合併市町村の長に意見を述べる。 組織及び運営に必要な事項については、合併市町村の協議により定める。 	同左	同左																																	

注1：施行期日は、平成17年4月1日

注2：施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

注3：平成11年7月16日から平成17年3月31日までに合併した市町村(特定合併市町村)は、議会の議決を経て設置できる。

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例について

財産の取扱い（協定項目第5号）について

現 況			
高 松 市		香 南 町	
1 土地及び建物		1 土地及び建物	
(1) 行政財産	土地 7,059,362.79 m ² 建物 1,067,260.20 m ²	(1) 行政財産	土地 608,545.34 m ² 建物 36,147.57 m ²
(2) 普通財産	土地 671,214.10 m ² 建物 46,397.38 m ²	(2) 普通財産	土地 29,479.68 m ² 建物 148.75 m ²
2 有価証券	738,333千円	2 有価証券	3,267千円
3 出資による権利	5,034,252千円	3 出資による権利	36,530千円
4 債権	4,691,242千円	4 債権	100,937千円
5 基金	19,394,564千円	5 基金	2,306,518千円
【H14年度末現在】		【H14年度末現在】	
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市（注）の事例			
<p>大船渡市</p> <ul style="list-style-type: none"> 三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。 ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意向を尊重する。 <p>つくば市</p> <ul style="list-style-type: none"> 荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産（権利及び義務を含む。）は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。 <p>新居浜市（新潟市、潮来市、福山市、廿日市市、呉市、野田市の6市も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> 別子山村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。 <p>新発田市</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市（以下「新市」という。）に引き継ぐ。 なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引き継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。 			
概 要			
<p>香南町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて編入する高松市が引き継ぐこととし、公の施設についても、高松市の公の施設として設置していくというのが原則的な考え方である。ただし、その財産を高松市に引き継ぐことが適当でない特別の事情がある場合は、協議により、地方自治法第294条に基づく「財産区」を設置することもできる。</p> <p>財産の処分を必要とするときは、両市町で協議してこれを定めるが、この協議については、議会の議決を経なければならない。</p>			

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市（いずれも合併後の市名）

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

現 況	
高 松 市	香 南 町
/	/

先進地域の事例

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、地域審議会を設置した市 2市

大船渡市

- 1 名 称 大船渡市三陸地域審議会
- 2 委員数等 15人（公共的団体の役職員5人、学識経験者7人＜うち、合併前の町の議会議員4人＞、公募3人）
- 3 任 期 2年
- 4 設置期間 平成13年11月15日（合併の日）～平成24年3月31日

新居浜市

- 1 名 称 新居浜市別子山地域審議会
- 2 委員数等 7人（公共的団体の役職員1人、学識経験者3人＜うち、合併前の村の議会議員1人＞、公募3人＜うち、合併前の村の議会議員1人＞）
- 3 任 期 2年
- 4 設置期間 平成15年4月1日（合併の日）～平成25年3月31日

地域審議会について【参考】

地域審議会とは、合併に伴う行政区域の拡大等により、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念があること等を踏まえ、平成11年の合併特例法改正により制度化されたものである。

地域審議会は、合併関係市町村の協議に基づき、次により設置することができる。

- (1) 期間 期限を定めて設置しなければならない。(市町村建設計画の期間も考慮して定める必要がある。)
- (2) 区域 旧市町村の区域を単位とする。
- (3) 任務、役割 当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることとされている。
具体的な役割は、地域の実情に応じて判断されるべきものであるが、一般的には、次のようなものが考えられる。
 - ・ 合併市町村の長の諮問に応じて審議する。(市町村建設計画の変更・執行状況、基本構想・各種計画の策定・変更等)
 - ・ 合併市町村の長に、必要と認める事項について意見を述べる。(公共的施設の設置・管理運営、福祉・消防等の施策の実施状況等)
- (4) 組織、運営 合併関係市町村の議会の議決を経て、合併関係市町村の協議により定めることとされている。なお、協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。
- (5) その他 地域審議会を設置した場合、合併後に市町村建設計画を変更しようとするときは、あらかじめ当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条1項～第8項 省略

第5条第9項 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条第10項 省略

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

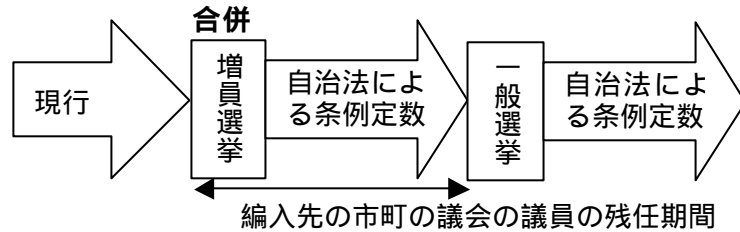
議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

現		況	
高松市		香南町	
1 定数等	40人(条例) 現員数40人	1 定数等	10人(条例) 現員数9人
2 任期	平成15年5月2日～平成19年5月1日	2 任期	平成13年9月30日～平成17年9月29日
3 報酬月額	議長 727,000円 副議長 647,000円 議員 608,000円	3 報酬月額	議長 330,000円 副議長 288,000円 議員 265,000円
先進地域の事例			
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、			
定数特例を1回採用した市 1市 / 定数特例を2回採用した市 1市 / 在任特例を採用した市 7市 / 定数特例及び在任特例を採用した市 1市			
呉市【定数特例+定数特例】			
1 合併の期日	平成15年4月1日		
2 合併前の呉市の議員定数等	34人(任期～平成15年4月30日)		
3 合併前の町の議員定数等	10人(任期～平成15年4月29日)		
4 定数特例による増員数	1人		
5 定数特例を採用する期間	呉市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間 (平成15年4月1日～平成19年4月30日)		
新潟市【在任特例】			
1 合併の期日	平成13年1月1日		
2 合併前の新潟市の議員任期	～平成15年5月1日(定数48人)		
3 合併前の町の議員任期	～平成15年4月30日(定数22人)		
4 在任特例を採用する期間	新潟市議会議員の残任期間(平成13年1月1日～平成15年5月1日)		
新居浜市【在任特例+定数特例】			
1 合併の期日	平成15年4月1日		
2 合併前の新居浜市議会議員の定数等	34人(任期～平成15年5月1日)		
3 合併前の村の議員の定数等	8人(任期～平成15年4月29日)		
4 定数特例による増員数	1人		
5 在任特例を採用する期間	新居浜市議会議員の残任期間(平成15年4月1日～平成15年5月1日)		
6 定数特例を採用する期間	合併後最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期に相当する期間 (平成15年5月2日～平成19年4月30日)		

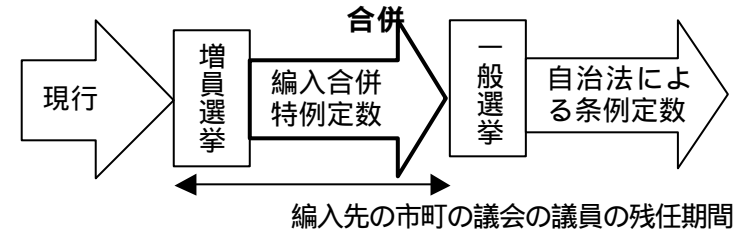
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【参考】

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙（ ）を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙（ ）を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇・ 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

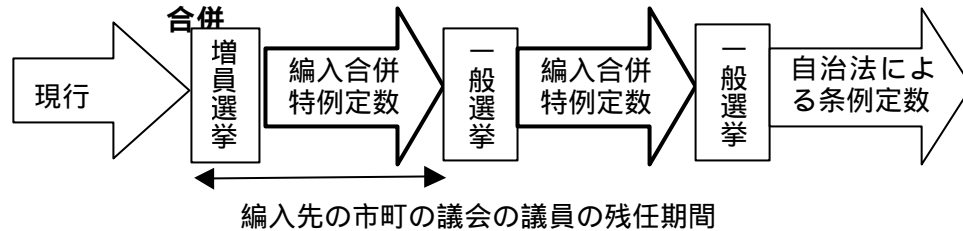
【パターン 〇 / 原則】



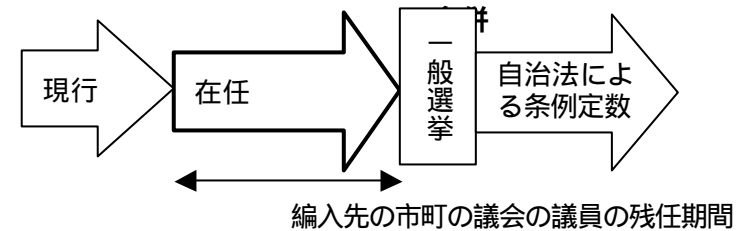
【パターン 〇 / 定数特例】



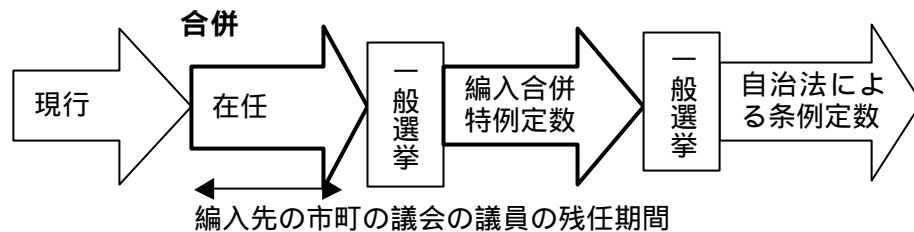
【パターン 〇 / 定数特例 + 定数特例】



【パターン 〇 / 在任特例】



【パターン 〇 / 在任特例 + 定数特例】



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（協定項目第8号）について

		現		況			
		高松市		香南町			
1	定数等	定数 47人	現員数 47人	1	定数等	定数 14人	現員数 14人
2	任期	平成14年7月20日～平成17年7月19日		2	任期	平成14年7月20日～平成17年7月19日	
3	報酬月額	会長	59,900円(年額:718,800円)	3	報酬年額	会長	年額 265,000円
		会長代理	46,900円(年額:562,800円)			会長代理	年額 240,000円
		委員(部会長)	46,900円(年額:562,800円)			委員(一般)	年額 225,000円
		委員(一般)	41,700円(年額:500,400円)				
4	委員構成	選挙による委員	40人	4	委員構成	選挙による委員	10人
		法12条1号委員	2人			法12条第1号委員	1人
		法12条2号委員	5人			法12条第2号委員	3人
先進地域の事例							
平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、旧市町ごとに農業委員会を設置した市 1市 / 編入する市の農業委員会に統合した市 9市							
編入する市の農業委員会に統合した9市のうち、旧町村の選挙による委員を全員在任させた市 6市 / 人数に制限を設けて在任させた市 3市							
<p>新潟市 合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在、両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。 その後の取扱いについては、一体性確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。</p> <p>福山市 内海町の農業委員で選挙による委員である者は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。</p> <p>呉市 1 下蒲刈町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。 2 合併特例法第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員（注 10人）のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>							

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分		原 則	特 例 措 置		
			内 容	根拠法令	
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期		編入する合併市町村の選挙による委員の在任期間	
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任		従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期		従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としない2以上の農業委員会を設置する場合	在任		合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期		合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1 合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

	高松市	香南町	計
市町の面積(H15.4.1現在)	19,434ha	1,472ha	20,906ha
農地面積(農地基本台帳の面積)	6,226ha	686ha	6,912ha

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

現		況	
高 松 市		香 南 町	
1	住民税（個人市民税） 均等割 2,500円/年（標準税率）	1	住民税（個人町民税） 均等割 2,000円/年（標準税率）
2	住民税（法人市民税） 税率 法人税額の14.7%（制限税率）	2	住民税（法人町民税） 税率 法人税額の12.3%（標準税率）
3	固定資産税 両市町共に同一の税率	3	固定資産税 両市町共に同一の税率
4	軽自動車税 制限税率（50cc以下の原付、ミニカーを除く）	4	軽自動車税 標準税率
5	たばこ税 両市町共に同一の税率	5	たばこ税 両市町共に同一の税率
6	特別土地保有税 両市町共に同一の税率	6	特別土地保有税 両市町共に同一の税率
7	入湯税 入湯客1人1日につき150円	7	入湯税 入湯客1人1日につき100円
8	事業所税 あり	8	事業所税 なし
	国民健康保険料・税 料として徴収		国民健康保険料・税 税として徴収

先進地域の事例

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市 / 合併年度+3年度 4市 / 合併年度+5年度 1市 / その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

呉市

地方税は、呉市の制度に統一する。

ただし、両市町で税率の異なるものについては、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一する。

ただし、個人市民税及び法人市民税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
事業所税については、福山市は現行のとおりとし、内海町では合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する。
特別土地保有税については、課税対象を内海町では、合併年度とこれに続く3年度は現行のとおりとする。

【合併特例法における地方税に関する特例 / 参考】

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関して著しい不均衡があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、又は市町村の合併によって承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について

現 況	
高 松 市	香 南 町
<p>1 職員数 3,340人(H15.4.1現在)</p> <p>2 職層別人数・比率</p> <p>(1) 部長級 18人(0.6%)</p> <p>(2) 部次長級 42人(1.3%)</p> <p>(3) 課長級 140人(4.3%)</p> <p>(4) 課長補佐級 222人(6.9%)</p> <p>(5) 係長級 774人(24.0%)</p> <p>(6) 一般職・教員等 2,030人(62.9%)</p> <p>上記2の人数・比率は県派遣職員等を除いた数値</p>	<p>1 職員数 79人(H15.4.1現在)</p> <p>2 職層別人数・比率</p> <p>(1) 部長級 0人(0.0%)</p> <p>(2) 部次長級(参事) 1人(1.2%)</p> <p>(3) 課長級 9人(11.4%)</p> <p>(4) 課長補佐級 9人(11.4%)</p> <p>(5) 係長級 19人(24.1%)</p> <p>(6) 一般職 41人(51.9%)</p>
先進地域の事例	
<p>新潟市 黒埼町の定数内の職員は、すべて新潟市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p> <p>福山市 内海町の定数内の職員は、すべて現員現給で福山市の職員として引き継ぐものとする。 その取扱いについての細目は、福山市及び内海町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>新居浜市 別子山村の一般職の職員は、すべて新居浜市の一般職の職員として引き継ぐものとする。 別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱いについては、新居浜市の職員と均衡を失ないように公正に取り扱うものとする。</p>	

建設計画（協定項目第25号）について

先進地域の事例

計画策定の基本方針

	新潟市（編入合併）	福山市（編入合併）
計画の趣旨	黒埼町総合計画を継承するとともに、新潟市総合計画を踏まえて、総合的なまちづくり計画を策定し、これを実現することにより両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域発展を図る、基本方針となり、具体的な施策の方向を示すもの。	内海町の総合計画を踏まえて、内海町地域の「まちづくりの基本方針」を定めるとともに、総合的な「まちづくり計画」を策定することにより、両市町の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と地域発展に資する具体的な施策の方向を示すもの。
計画の構成	1 計画の概要 趣旨、構成、期間 2 合併の必要性と効果 3 まちづくりの基本方針 4 まちづくり計画 5 概算事業費 6 財政計画	1 序論 合併の必要性、策定方針 2 市町の概況 地勢、人口、世帯 3 まちづくりの基本方針 4 まちづくり計画 5 財政計画
計画の期間	平成13年度～平成22年度	平成15年度～平成24年度
計画の区域	黒埼町地域	内海町地域

概 要

建設計画は、住民が合併の適否を判断する材料となるばかりでなく、合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。さまざまな財政支援もこの建設計画を基礎として講じられます。

住民発議により設置された法定協議会は、その設置の日から6カ月以内に、この建設計画の作成や合併に関する協議の状況を協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければなりません。【合併特例法第5条第6項】

総務省の「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」（14.3.29）では、住民意思の的確な反映、協議の効率的な進行に努め、設置後1年程度を目処に合併に関する具体的な判断材料を取りまとめて、これを明らかにすることが望まれるとしています。

建設計画の概要について【参考】

1 建設計画の意義

建設計画は、合併協議会が作成されるものであり、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを与え、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。

また、建設計画を基礎として、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づく財政措置が講じられることとなっており、策定に当たっては、合併特例法第5条第2項の規定により、次の点に配慮することとされている。

合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進すること
単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とし、また、計画の内容が、実現困難なものとならないよう、真に合併市町村の建設に資する事業を選択し、合理的で健全な行財政に裏付けられた着実な計画とすること。
合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること
合併市町村における旧市町村意識を早期に解消し、新市町村の建設を進めるための推進基盤を確立するとともに、その計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高め、併せて組織及び運営の合理化を図る必要があること。
合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること
合併により、いわゆる周辺地域となるおそれのある地域については、特に重点的に振興整備等の方策が計画に明確に位置付けられるべきであること。

2 建設計画に盛り込むべき事項

建設計画の具体的な内容は、あくまでも合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものであるが、合併特例法第5条第1項では、建設計画に盛り込むべき事項として、次の事項が例示されている。

(1) 合併市町村の建設の基本方針（合併特例法第5条第1項第1号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本事項等について定めるべきであり、編入合併の場合には、少なくとも編入される区域について、当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置付けについて定める必要がある。

(2) 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項（合併特例法第5条第1項第2号）

上記(1)を実現するための事業について、その大綱を定めるものである。「根幹となる事業」は、合併市町村が実施する事業はもとより、都道府県が実施する事業についても、市町村または都道府県の判断により、適宜、必要な事業を位置付けることとなる。

また、合併市町村あるいは都道府県が実施する事業のうち、建設計画に基づき実施される事業についてのみ合併特例法による財政措置が講じられることから、合併特例債や合併市町村補助金などの活用を予定している事業は、できるだけ明確に位置付けておく必要がある。

(3) 公共的施設の統合整備に関する事項（合併特例法第5条第1項第3号）

支所・出張所の統廃合、小中学校の統合など、合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるもの。

(4) 合併市町村の財政計画

一般的に、合併後、おおむね5～10年間程度の期間について定めることが適当とされているが、計画策定に当たっては、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないように留意する必要がある。